

**改正**

平成16年3月30日告示第133号

平成17年3月31日告示第45号

地域公民館備品購入事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地域公民館備品購入事業費補助金の交付の申請、決定その他交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

**第2条** 補助の対象とする事業は、行政区、町内会及び自治会（以下「団体」という。）等が社会教育の振興と地域住民の融和を促す目的で公民館に備品を購入する場合、その経費について補助するものとする。

(補助の内容)

**第3条** 補助対象とする備品は、地域公民館活動の用に供する書類、スポーツ用具類、学習用具及び事務用品等の備品全般とする。

(補助金の申請)

**第4条** 補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、備品購入計画書（様式第2号）、及び見積書の写し等関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

**第5条** 町長は前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った後、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号）及びこの要綱に従い、補助事業の決定をするものとする。

(補助金交付額)

**第6条** 交付する補助金の額は、第3条に該当する1件につき40,000円以上の物品の購入に対して、20,000円を補助するものとする。

(実績報告等)

**第7条** 補助を受けた団体は、事業が完了した場合速やかに補助金請求書（様式第3号）と事業実績報告書（様式第4号）、及び写真を町長に提出しなければならない。

(補助金の目的外使用の禁止)

**第8条** 補助を受けようとする団体は、補助金を当該事業以外の目的に使用してはならない。

(補助金交付決定の取消)

**第9条** 町長は、補助する団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条に違反して補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 補助事業団体は、前条の規定により取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、町長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

**前 文** (抄) (平成16年3月30日告示第133号)

平成16年4月1日から適用する。

**前 文** (抄) (平成17年3月31日告示第45号)

平成17年4月1日から施行する。

年 月 日

幸石町長 殿

申請者

公民館

館長

印

年度地域公民館備品購入事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり地域公民館備品購入事業を実施したいので幸石町補助金交付規則により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の内容（別紙設備計画書のとおり）
- 3 補助事業に要する経費の総額 金 円
- 4 交付申請額 金 円

地域公民館備品購入計画書

- 1 地域公民館名
- 2 公民館所在地
- 3 公民館の利用範囲（行政区名）
- 4 地域公民館の利用人口数並びに世帯数 人口数 人、世帯数 世帯
- 5 事業の内容
- 6 事業完了予定年月日 年 月 日
- 7 収支予算

（1） 収入の部 （単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
町 補 助 金		
自 己 負 担 金		
そ の 他		
合 計		

（2） 支出の部

区 分	予 算 額	内 訳
事 業 費		
合 計		

年 月 日

幸石町長 殿

公民館

館長

印

年度地域公民館備品購入事業費補助金請求書

年 月 日付、幸石町指令第 号で補助金の交付決定の通知があった年度地域公民館備品購入事業が完了したので、事業実績報告書及び関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業名

2 請求額 金 円

事業実績報告書

- 1 地域公民館名
- 2 事業の内容
- 3 事業完了年月日            年    月    日
- 4 収支決算

（1） 収入の部 （単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	内 訳
町 補 助 金				
自 己 負 担 金				
そ の 他				
合 計				

（2） 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	内 訳
事 業 費				
合 計				